

新潟県公安委員会規則第3号

組織改正等に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

平成30年3月9日

新潟県公安委員会

委員長 小林 彰

組織改正等に伴う関係規則の整理に関する規則

(新潟県警察組織規則の一部改正)

第1条 新潟県警察組織規則(平成13年新潟県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動後号」という。)に対応する同表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動号」という。)が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号(以下「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正後表」という。)に対応する次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正表」という。)が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改 正 後	改 正 前												
<p>(監察官室)</p> <p>第8条 監察官室においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 警察証明事務に関すること。</u></p> <p>(子供女性安全対策課)</p> <p>第12条の2 子供女性安全対策課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 新潟県迷惑行為等防止条例第2条及び第6条に規定する犯罪の捜査に関すること。</u></p> <p>(9) (略)</p> <p>(生活保安課)</p> <p>第14条 生活保安課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p>(14) 軽犯罪法(昭和23年法律第39号)に規定する犯罪の<u>捜査</u>に関すること。</p> <p><u>(15) 新潟県迷惑行為等防止条例に規定する犯罪の捜査に関すること(子供女性安全対策課の所掌に属するものを除く。)</u></p> <p><u>(16) 新潟県接客飲食店等営業に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例に規定する犯罪の捜査に関すること。</u></p> <p>(17) (略)</p> <p>別表第1 (第39条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">課 名</td> <td style="width: 33%;">名 称</td> <td style="width: 33%;">分 掌 事 務</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	課 名	名 称	分 掌 事 務	(略)			<p>(監察官室)</p> <p>第8条 監察官室においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(子供女性安全対策課)</p> <p>第12条の2 子供女性安全対策課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(生活保安課)</p> <p>第14条 生活保安課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p>(14) 軽犯罪法(昭和23年法律第39号)に規定する犯罪の<u>取締り</u>に関すること。</p> <p>(15) (略)</p> <p>別表第1 (第39条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">課 名</td> <td style="width: 33%;">名 称</td> <td style="width: 33%;">分 掌 事 務</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	課 名	名 称	分 掌 事 務	(略)		
課 名	名 称	分 掌 事 務											
(略)													
課 名	名 称	分 掌 事 務											
(略)													

警務課	(略)	
	犯罪被害者 支援室	(略)
	佐渡警察署 (仮称) 準備室	佐渡警察署 (仮称) 新設準備に関する事務
(略)		
生活安全企画課	(略)	
子供女性安全対策課	子供女性安全緊急対処センター	人身の安全を早急に確保する必要の認められる事案の即応に関する事務
(略)		

別表第2 (第40条関係)

所属名	名 称	位 置
留置管理課	長岡支所	(略)
	上越支所	上越市
(略)		

別表第3 (第48条関係)

課 名	職 名	職 務
(略)		
警務課	(略)	
	犯罪被害者 支援室長	(略)
	佐渡警察署 (仮称) 準備室長	佐渡警察署 (仮称) 準備室に関する事務
(略)		
子供女性安全対策課	子供女性安全対策官	(略)
	子供女性安全緊急対処センター長	子供女性安全緊急対処センターに関する事務
(略)		
運転免許センター	免許企画官	第31条第1号から第4号までに掲げる事務
	(略)	
(略)		

別表第4 (第56条関係)

警察署名	課 名	分 掌 事 務
(略)		
新潟東	(略)	

警務課	(略)	
	犯罪被害者 支援室	(略)
	(略)	
(略)		
生活安全企画課	(略)	
(略)		

別表第2 (第40条関係)

所属名	名 称	位 置
留置管理課	長岡支所	(略)
	(略)	
(略)		

別表第3 (第48条関係)

課 名	職 名	職 務
(略)		
警務課	(略)	
	犯罪被害者 支援室長	(略)
	(略)	
(略)		
子供女性安全対策課	子供女性安全対策官	(略)
	(略)	
(略)		
運転免許センター	試験管理官	第31条第1号に掲げる事務のうち運転免許試験に関する事務及び同条第3号に掲げる事務
	(略)	
(略)		

別表第4 (第56条関係)

警察署名	課 名	分 掌 事 務
(略)		
新潟東	(略)	

新発田 燕		燕	
新潟中央 江南 新潟北 佐渡西 佐渡東	(略)	新潟中央 江南 新潟北 佐渡西 佐渡東	(略)
村上 阿賀野 津川 五泉 秋葉 三条 新潟南 西蒲 加茂 見附 与板 小千谷 小出 南魚沼 十日町 柏崎 妙高 糸魚川		新発田 村上 阿賀野 津川 五泉 秋葉 三条 新潟南 西蒲 加茂 見附 与板 小千谷 小出 南魚沼 十日町 柏崎 妙高 糸魚川	

(新潟県警察職員の定員の部内配分に関する規則の一部改正)

第2条 新潟県警察職員の定員の部内配分に関する規則（昭和58年新潟県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

	警 察 官					警察官以外 の職員	合 計
	警 視	警 部	警部補（巡 査部長を含む。）	巡 査	小 計		
警察本部	74	129	777	220	1,200	443	1,643
警察学校	1	2	16	2	21	3	24
警察署	58	154	1,650	977	2,839	141	2,980
初任科生				132	132		132
合 計	133	285	2,443	1,331	4,192	587	4,779

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。